

海外贈収賄「域外適用」リスクの現状と対応

国広総合法律事務所

弁護士 國廣 正

危機意識に欠ける経営トップ

少子高齢化などの要因から、日本の国内市場の大きな成長は望めないとして、多くの日本企業はアジアをはじめとする新興国に進出している。しかし、新興国ビジネスには特有の事業リスクがある。それは贈収賄リスクである。新興国でビジネスを行おうとする場合、常にこのリスクと隣り合わせとなる。にもかかわらず、このリスクに対する備えが不十分なまま、あるいは備えのないまま新興国ビジネスに進出する企業が多い。これは、よろい鎧をまともせずに戦場に出かけていくのと同じことである。

その結果、日本企業が当該国の公務員に贈賄を行ったとして、不正競争防止法違反で摘発される事例が増えている。また、米国の「海外腐敗防止法 (Foreign Corrupt Practices Act: FCPA)」の「域外適用」により摘発されて莫大な罰金が科されるケースも出ている。

日本を代表するエンジニアリング会社のN社と総合商社のM社は、ナイジェリアのボニー島にLNG施設を建設するプロジェクトの獲得を目指しナイジェリアの公務員に贈賄を行ったとして、米国の司法省にFCPA違反として摘発され、N社は約2億ドル、M社は約5500万ドルの罰金を支払うこととなった。

このような重大リスクが身近に迫っているにもかかわらず、これを意識している日本企業は少ない。その理由としては、経営者の危機意識の乏しさを第一に挙げることができる。また、法務担当

者に危機意識があっても、「では、どうすればよいか分らない」というケースも多い。

リスクの実態を知る (FCPA 適用の実際)

(1) FCPA とは

日本企業が置かれた危機的状況を克服するには、まずリスクの実態を知ることが必要である。このためには、なぜN社やM社がナイジェリアでの贈賄行為を米国司法省に摘発されたのかを理解することが不可欠である。そこで、摘発の根拠となるFCPA成立の経緯を把握する必要がある。

FCPAの起源は1976年に起きた「ロッキード事件」に遡る。さかのぼこの事件は、米ロッキード社が、首相であった田中角栄氏に5億円の賄賂を提供し、田中氏が受託収賄罪、外国為替・外国貿易管理法違反の疑いで逮捕、起訴されたというものであった。

この事件は米国でも大問題となり、ロッキード社は厳しく指弾されたが、法的に訴追されることはなかった。なぜなら、当時の米国では自国の公務員に対する贈賄を処罰する法律はあったが、外国(日本)の公務員に対する贈賄を処罰する法律は存在しなかったからである。そこで米国議会は翌年にFCPAを立法し、米国当局(司法省(DOJ: Department of Justice)および証券取引委員会(SEC: Securities and Exchange Commission))は、米国企業の海外での贈賄を徹底して取り締まることとなった。

ところが、外国公務員に対する贈賄を処罰する法律を持つ主要国は他になかった。この結果、他